

## 窓ガラス等清掃業務仕様書

### 1 実施日（未定）

授業や学内行事等に影響がないよう休日又は休業期間中のいずれかで職員と協議のうえ、決定する。

### 2 建物概要

「建物及び設備に関する資料」のとおり

### 3 清掃面積（予定）

「(別紙3-1) ガラス清掃範囲図面」のとおり

### 4 業務内容

- (1) ガラス面（外窓及び内窓）に水又は中性洗剤を適正希釈したものを塗布し、汚れを分解して、窓用スクイージーで汚水を除去する。
- (2) ガラス面の隅に残った汚水をタオル等で拭き取る。
- (3) 窓枠サッシ、雨樋等に落葉やごみが付着している場合は撤去する。
- (4) 蜂や鳥の巣を発見した場合は、職員と相談し、受託者の費用で撤去する。
- (5) 外部から窓拭きする場合、網戸等が清掃の支障になるときは、適宜、部屋等を使用している職員等に声をかけ、窓を開けてから網戸を動かし窓拭きする。

### 5 安全確保等

- (1) ヘルメットは必ず着用すること。
- (2) ブランコによる吊り下げ作業や高所作業車による作業は、発生しない。  
なお、高所作業等を実施する場合は、労働安全衛生法上の要件を満たす者を配置すること。
- (3) 高所で乗り出し作業をするときは、作業者の安全帯などの墜落防止器具等を活用し、安全を確保すること。
- (4) 脚立作業は、踏み面の高さが2mの地点で作業できる範囲のみの清掃とする。
- (5) 柄の長い道具を用いて、できる限り上部まで清掃するものとする。(汚れがひどく全面清掃が必要な場合は、移動式組み立て足場を設置し、作業すること。)
- (6) その他、労働安全衛生法関係法令を遵守すること。

### 6 費用の負担

業務に必要な用具、洗剤その他消耗品、移動式組み立て足場は、受注者の負担とする。

## 7 その他

- (1) 作業の実施前に現場を確認し、清掃が困難な場所がある場合は、事前に職員に相談すること。
- (2) 業務の実施に当たって、学内の備品等を移動させる場合は、職員に相談のうえ、受注者でこれを行い、終了後は原状復帰すること。
- (3) 作業の実施予定日は、統括責任者が職員と協議して、年間作業計画表に記載するとともに、必要な人員を確保すること。  
なお、業務を実施する2箇月前に職員に具体的な実施日を伝えること。